

参議院交通・情報通信委員会会議録第八号

平成十二年三月三十日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

奥村

展三君

補欠選任

岩本

莊太君

三月二十九日

辞任

山下

善彦君

補欠選任

岩本

莊太君

三月三十日

辞任

阿部

幸代君

補欠選任

加藤

紀文君

筆坂

秀世君

補欠選任

吉川

春子君

筆坂

秀世君

るようなことに条件がなってまいりますので、日曜、夜間の荷役ということに関して柔軟な対応が期待されるということでございます。

あわせまして、この最低保有基準、先生今お話をございましたように、事業者の負担にならないような観点も踏まえまして、事業協同組合に加入していく場合には組合の他の事業者の労働者を自己の労働者としてカウントするといったようなことも考えております。このようなことでもって支援を促進してまいりたいと思っております。

それから先生 新其憲といふことなので経済措置のことをお話しされましたけれども、運政案答申が十一年の六月にございました。その後三年間という猶予期間を設けまして、その間に御努力いただくということを考えて、いろいろございまます。

なお、予算措置の関係でございますが、この基準を満足していただくために事業協同組合というものに加入していくだくということが大変重要なポイントだと思いますので、港ごとにそういう事業協同組合の動きを促進するための調査支援事業のための費用ということで一億六千万円の予算を計上しているところでございます。

○田中直紀君 今回は先行して九港における港湾運送事業者を対象にする、こういうことであります

運輸業におきましては規制緩和というのは大変
そういう状況であります。
事業者が三百八十七社、また下請事業者が三百四十四
社ということです。非常に多い事業者が対象にな
るわけであります。また、元請事業者の下にある
下請事業者というのが、港湾荷役事業あるいはは
しけ運送事業、いかだ運送事業、こういうことであ
りますし、港湾労働者が対象で約三万六千人と
いう現状であります。

重要でありますし、国際競争力をつけていく、こういうことで大変この法案について私は賛成の立場でありますけれども、これだけの経済情勢の

中で、雇用の問題あるいは安全性の問題、そしてまた事業者が的確に育成をされていかなきやいけない、悪質な事業者を締め出すということも大変重要なことであります。何といつても今やつております事業者をしっかりと育成していくことが重要であるというふうに思う次第であります。実際の事業者に対して、事業協同組合を一緒になつて、そしていわゆる労働者の基準を上げていけばいいんだと、単純に言いますとほかの事業者を頼つてやつていくという方法に余り偏らないで、それぞれの事業者がもつと健全な、そしてまた役割を担えるような事業者にしつかりとなつていいんだと、そういう意味では、事業協同組合というものは若干、その三年間ににおいてもすぐにスタートをするのではなくて、まず事業者に努力をしてもらうという手順を踏んでいくことが妥当ではないか、と思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(高橋朋敬君)お答えいたします。

先生おっしゃったとおり、港湾運送事業の規制緩和によりまして、港湾運送事業というものが、国際的な競争裏にありますこの港湾において新しく事業として言うならば体質を強化していくなあく、あるいは生まれ変わつていただくという面がござります。そういう意味で、個々の港湾運送事業者がみずから力で変化していく、大きくなつてていくということは非常に大事なことだだと思います。

そのような努力は私ども見守つてまいりたいと思いますし、何が何でも事業協同組合ということではございませんで、もしいろいろな事情でそういう事業協同組合を選択するという場合もあるうございまして、その場合の一つの便宜措置と申しますか、それを考へておるわけですが、ましまして、もともとは個々の事業者が切磋琢磨できるような形質に変わつていただくということが前提であるとかと、こう思つております。

○田中直紀君 料金につきましても届け出制と、こういうことで改定がされるわけでございまして、ダンピングの防止措置につきましては、これから

中で、雇用の問題あるいは安全性の問題、そしてまた事業者が的確に育成をされていかなきやいけない、悪質な事業者を締め出すということも大変重要なことであります。何といっても今やつております事業者をしっかりと育成していくことが重要であるというふうに思う次第であります。実際の事業者に対し、事業協同組合を一緒になって、そしていわゆる労働者の基準を上げていけばいいんだと、単純に言いますとほかの事業者を頼つてやつていくという方法に余り偏らないで、それぞれの事業者がもつと健全な、そしてまた役割を担うことができる事業者につながるこ

書を抱えるよな事業者にならざりとなつてし
く。そういう意味では、事業協同組合というもの
は若干、その三年間においてもすぐにスタートを
するのではなくて、まず事業者に努力をしてもら
うという手順を踏んでいくことが妥当ではないか
と思ひますが、いかがでしようか。

○政府参考人(高橋明敬君) お答えいたします。
先生おっしゃつたとおり、港湾運送事業の規制緩和によりまして、港湾運送事業というものが、国際的な競争裏にありますこの港湾において新しく、あるいは生まれ変わつて、いたゞく、という面がござります。そういう意味で、個々の港湾運送事業者がみずから力で変化していく、大きくなつていくということは非常に大事なことだと思いま

そのような努力は私ども見守つてまいりたいと思いますし、何が何でも事業協同組合ということではございませんで、もしいいろいろな事情でそういう事業協同組合を選択するという場合もあるうえで、その場合の一つの便宜措置と申しますが、それを考えているわけでございまして、もともとは個々の事業者が切磋琢磨できるような形に変わつていただくことが前提であるとか、こう思つております。

○田中直紀君 料金につきましても届け出制と
こういうことで改定がされるわけでござります
ダンピングの防止措置につきましては、これから

料金の届け出制に移行するわけですが、これにつきましてはこの法案が成立をして六ヵ月以内に施行されるわけでありますから、料金の届け出制はすぐに実施をされていくということで理解をしていいのかということがまず一点でござります。

それから、諸外国と比べて港湾運送料金がやはり割高になつておる、こういう状況下でありますから、ダンピング防止ということも一方でやつていかなければいけませんが、適正な料金でやつていただく、こういうことも軌道に乗らなきやうなという事態ではないかと思います。その中で、料金体系を見てみますと、諸外国との比較はどういうふうになつておりますか御説明をいただきたいと存じます。

我が国では、いわゆる一般料金とそれから運菅料金、あるいはコンテナ化が非常に進んできておりますからいろいろな作業をしていく中での特殊料金、こういう料金の積み重ねで荷役作業が行われている、あるいは諸外国と同じように日曜荷役あるいは夜間荷役をやっていく、こういう事態でありますから、料金体系をどういうふうに今後考えていくか、あるいは、届け出制に移行するに当たつてスムーズに移行していくというその手順はどういうふうに対処されておるか、お伺いをいたしたいと存じます。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

まず、現在、料金は認可制でございますから、新しい制度になりました場合には、その認可制における料金はそのままスムーズに新しい制度において手続がされたものとみなされるということです。

これから新しい状況の中で事業者の方々の切磋琢磨の中でいろんな料金が出てくるのかもしれません。それはまだ具体的に予測することはできなわけですが、それにつきましては、今先生の指摘のように日本の港湾料金が全体に高いということの中で、国際競争の下にありますのでいろいろなことが起きてくるのかもしれません。

料金の届け出制に移行するわけがありますが、これにつきましてはこの法案が成立をして六ヵ月以内に施行されるわけでありますから、料金の届け出制はすぐに実施をされていくということで理解をしていいのかということになります。一点でございま

料金体系を見てみますと、諸外国との比較はどういうふうになつておりますか御説明をいただきたいと思います。

りますからいろいろな作業をしていく中での特殊料金、こういう料金の積み重ねで荷役作業が行わ
れている、あるいは諸外国と同じように日曜荷役
あるいは夜間荷役をやっていく、こういう事態で
ありますから、料金体系をどういうふうに今後考
えていくか、あるいは、届け出制に移行するに当
たってスムーズに移行していくと、その手順は
どういうふうに対処されておるか、お伺いをいた
したいと思います。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。
まず、現在、料金は認可制でございますから、
新しい制度になりました場合には、その認可制にお
ける料金はそのままスムーズに新しい制度において手
続がされたものとみなされるということです。

生御指摘のように日本の港湾料金が全体に高いと
いうことの中、国際競争の下にありますのでい
ろんなことが起きてくるのかもしれません。

しかし、この規制緩和をするに当たって、その動きの中で、余りそれが行き過ぎた過度な状態になることについてもやはり配慮しなければいけないと思つておりますので、先生先ほどお触れになりましたダンピングの問題についてはしっかりと監視しながら対応してまいりたい、こう思つております。

○田中直紀君 運輸大臣にもおいでいただきおりますので、二点ほどお伺いをいたしたいと思います。

日米協議の中で、一九九七年にアメリカの連邦海事委員会から港湾荷役の点につきまして強い要請があつたところでございます。外国企業の参入規制の撤廃を求めてきたわけであります。大変厳しい交渉を展開した、こういうことで聞いておるわけであります。今回の規制緩和によりまして我が国の港湾荷役の規制緩和というのが一步前進をしてくるわけですが、日米交渉の中で海運大手三社が制裁措置を受ける、こういうような状況下にあつた時期もあるわけでありますし、日本間でこの問題について最近どういう形になつてきているかというのを一点お伺いいたしたい。

もう一点、先ほど申し上げましたけれども、我が国の国際競争力、港湾の近代化あるいはコンテナ化に対応、こうしたことありますが、香港シンガポールあるいは高雄、釜山に比較して我が国的主要港が、重要な貿易立国としての拠点であるわけですが、大変劣勢にある、こういうことであります。今回の法律の成立に従つて強力に国際競争力の強化を図つていく、そのための姿勢、御所見をお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 御指摘のFMC制裁措置問題の解決に当たりまして、ちょうど平成九年十一月に齊藤・オルブライ特往復書簡というものの交換を行つたところですが、局長レベルの日米海運協議を行つたところであります。本年一月、

私自身もアメリカのスレーター運輸長官と会談を行いました。この問題につきまして十分意見の交換を行つたところであります。

今までのアメリカ側の主張の中でも、日本の港湾運送の過去からの経緯、現状に対する理解が不足していることによつて意見の食い違いが生じておるのではないかという点がございました。

なお、今回の規制緩和は多くの関係者が十分な御議論を行つた上でまとめられたものであります。日本側は從来の協議の場において、規制緩和の趣旨、内容等について詳しく説明し、私自身、スレーター長官の一定の理解を得たものと考えております。日本側としては、引き続きアメリカに対し、今回の規制緩和の内容につきまして十分説明してまいります。

国際競争力についての所見はということをございますが、最近、御承知のとおり、横浜、神戸等の日本の主要港は、シンガポール、香港等東アジア主要港と比較してその取扱量も大きな差が生じておりますことは事実であります。また、欧米と東アジアの間を結ぶコンテナの基幹航路において日本への寄港回数が減少するなど、日本の港の東アジアにおける相対的地位が大きく低下しているところは委員御指摘のとおりでございます。

この原因として、日本より東アジア各国における貨物量の伸びが高いことが大きいと思われます。我が国の港湾運送事業者間の競争が行われにくく、船会社、荷主のニーズに合ったサービスが提供されにくかつたという事実も認めざるを得ません。

今回の法改正によりまして、コンテナ荷役などにおいて主要九港において需給調整規制の廃止を始めとします規制の見直しを行うことによつて、事業者間の競争を促進し、事業の効率化や荷主のニーズに応じるようにしたいと考えております。このような施策によりまして、我が国の港湾が東南アジアの主要港に伍して効率的な物流サービスを提供していくように、今後とも一層努力を傾けてまいりたいと思います。

○田中直紀君 以上です。

○谷林正昭君 民主党・新緑風会の谷林正昭でございます。よろしくお願ひいたします。

きょうは、現場で私、労働者として頑張つてい

くんだろうと、非常に心配をしながら今日を迎えました。いよいよ法改正の議論に入るわけでござります。きょうはその仲間の皆さんが赤いリボンをつけて、みんな心配ということでお聞きになつておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

本題に入る前に、今北海道の有珠山が大変な状況になつてゐる。気象庁を統括する運輸大臣、運

輸省としまして非常に大変だと思ひますけれども、ぜひそこらあたり抜かりのないような、住民が不安を得ないような情報の一刻も早い伝達、こ

ういうものを御配慮いただきたいなというふうに思いますし、一方では、きょうの新聞で自由党が与党を離脱するんではないか、あるいはどうなつてゐるんだ、二階運輸大臣の去就が注目をされてゐる。こういうような状況もあります。いずれも爆発寸前のような感じがいたしますが、ぜひひとつ心境をよろしかつたらお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(一階俊博君) まず、有珠山のことにつきまして御意見、御指摘がございましたが、こ

の問題につきまして、昨日からも小淵総理とも連絡をとり合いながら、官邸の中に万に備えての体制を既に整えてございました。私自身も昨日、委員会終了後気象庁に参りました。気象庁の体制

も、ぜひそこらあたり抜かりのないような、住民が不安を得ないような情報の一刻も早い伝達、こ

ういうものを御配慮いただきたいなというふうに思ひますし、一方では、きょうの新聞で自由党が与党を離脱するんではないか、あるいはどうなつてゐるんだ、二階運輸大臣の去就が注目をされてゐる。こういうような状況もあります。いずれも爆発寸前のような感じがいたしますが、ぜひひとつ心境をよろしかつたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(一階俊博君) まず、有珠山のことでございまして御意見、御指摘がございましたが、この問題につきまして、昨日からも小淵総理とも連絡をとり合いながら、官邸の中に万に備えての体制を既に整えてございました。私自身も昨日、委員会終了後気象庁に参りました。気象庁の体制

も、ぜひそこらあたり抜かりのないような、住民が不安を得ないような情報の一刻も早い伝達、こ

ういうものを御配慮いただきたいなというふうに思ひますし、一方では、きょうの新聞で自由党が与党を離脱するんではないか、あるいはどうなつてゐるんだ、二階運輸大臣の去就が注目をされてゐる。こういうような状況もあります。いずれも爆発寸前のような感じがいたしますが、ぜひひとつ心境をよろしかつたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○谷林正昭君 どうもありがとうございました。少し安心しました。

それでは本題に入らせていただきます。

まず、港湾運送事業法の今の法案が出てきた経緯等を再確認するとともに、一刻も早い情報的確

な情報を得るために、行革委員会、そして運政審の海上

交通部会、ここから答申が出されたものが基本と

なり法律の改定というふうになつていて、それを再確認するとともに、一刻も早い情報的確

な情報を得るために、行革委員会、そして運政審の海上

交通部会、ここから答申が出されたものが基本と

ところでございますが、昨日夜、その既に内定をいただいております長官の人事異動を撤回いたしまして、現長官が引き続きこの任に当たるようになります。

既に完了いたしております。現場におきまして既に十分な体制を整えておりまして、避難は既に完了いたしております。現場におきまして受け入れは極力避けるように指示をいたしております。

私も、きょうは一日国会でございますし、明日もどうしても外せない日程もありますが、明日午後ぐらいに北海道の現場に赴くつもりで、今運輸省を出でくる際に日程の調整を指示してきましたところでございますが、私はちょうどまたま北海道開発局長官も兼務いたしておりますので、両々相まって万全の体制を期するようにいたしております。

なお、私の党内の問題につきまして大変御親切な御質問をいただきましたが、きょうは、ここは政府の立場でお答えをすることございますが、私は相撲でもそうでございますが、制限時間いつぱい、常に最後の五分までというのが私の信条でございますから、皆様の激励をいただきながら、いわゆる有珠山の問題につきましてはそういうことが杞憂に終わることを願いながら、万全の体制をしいて、責任は全うしたいと考えております。

○谷林正昭君 どうもありがとうございました。少し安心しました。

それでは本題に入らせていただきます。

まず、港湾運送事業法の今の法案が出てきた経緯等を再確認するとともに、一刻も早い情報的確

な情報を得るために、行革委員会、そして運政審の海上

交通部会、ここから答申が出されたものが基本と

なり法律の改定というふうになつていて、それを再確認するとともに、一刻も早い情報的確

な情報を得るために、行革委員会、そして運政審の海上

交通部会、ここから答申が出されたものが基本と

いろいろ出ております。しかし、日本国として、運輸省としてその目的をもう一度はつきりさせていただきたい。あわせて、それでは今の日本の港

運送事業の将来のあり方、それから事業を行う事業者のあるべき姿、こういうものを大臣の方からお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 谷林委員の、いつものとおりでございますが、みずから貴重な経験に基づきまして建設的な御意見をちょうだいしておられます。きょうはその仲間の皆さんと赤いリボン

をつけ、みんな心配ということでお聞きになつておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

本題に入る前に、今北海道の有珠山が大変な状況になつてゐる。気象庁を統括する運輸大臣、運

輸省としまして非常に大変だと思いますけれども、ぜひそこらあたり抜かりのないような、住民が不安を得ないような情報の一刻も早い伝達、こ

ういうものを御配慮いただきたいなというふうに思ひますし、一方では、きょうの新聞で自由党が与党を離脱するんではないか、あるいはどうなつてゐるんだ、二階運輸大臣の去就が注目をされてゐる。こういうような状況もあります。いずれも爆発寸前のような感じがいたしますが、ぜひひとつ心境をよろしかつたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○谷林正昭君 どうもありがとうございました。少し安心しました。

それでは本題に入らせていただきます。

まず、港湾運送事業法の今の法案が出てきた経緯等を再確認するとともに、一刻も早い情報的確

な情報を得るために、行革委員会、そして運政審の海上

交通部会、ここから答申が出されたものが基本と

なり法律の改定というふうになつていて、それを再確認するとともに、一刻も早い情報的確

な情報を得るために、行革委員会、そして運政審の海上

交通部会、ここから答申が出されたものが基本と

集約・協業化を進め、波動性等に対応できるような経営基盤を確立するとともに、従来の労務供給的事業から脱皮して、みずからコンテナターミナルを借り受けるターミナルオペレーターとして多くの船会社、荷主の荷物を扱うなど積極的に事業の展開を図るようになることが望ましいと考えております。

○谷林正昭君 規模の拡大、そして荷主のニーズにこたえるための努力というのが目的だということは、うに受けとめさせていただきましたし、外国との競争、こういうような観点で今お話をいただきました。

それでは、具体的にお尋ねいたしますけれども、その荷主のニーズにこたえるということは、そして効率化やサービスの向上というのは、その港にあって本当にどういうことなのか、具体的に言えばどういうことなのか、これがもう一つはつきりしない。これを一つお聞かせいただきたいと思います。

そのためには、この一・五倍という数字を上げたときに、じやそれが法律にはつきり出てくるのか出てこないのか、私はどうも見えないような気がいたしますけれども、一方ではあるんじやないかと、探せば出てくるというような気もいたしますので、しつかりした答弁をお願いしたいと思いまます。

あわせまして、先ほど答弁もありましたように事業協同組合化、事業の協同化、こういうところに当たって、先ほど一億六千万円予算をつける、こういうお話がありました。そこらあたり、私は金額の多い少ないはこれからのお話だと思いますけれども、その協同化について行政支援、こういうものをしつかりやつていただけるかどうか、その辺をまとめてお聞かせいただきたいと思います。

○政務次官(鈴木政二君)

五点にわたりまして質問がありました。

谷林委員は今、大臣からお話しのように、この問題につきまして若いころから大変御経験を踏まえた、大変真摯な形でいつも進める話を聞いております。

今日はこれから将来の競争、こうおっしゃいました。じや原因は、果たして小さい事業者だけが日本の港にあつたから競争力が低下したのか。私はそうじやないと思います。ばら積みからコンテナ化になる、あるいは東南アジアを中心にしていろいろな産業が発展をしてくる、そういうところにあつて、そちらの方を経由しながら行く。じゃ日本を通りしていくかといつたら、私は、日

本の荷物はまだ余りふえてはおりませんけれども、微々にふえていきますけれども減つてしまはないというふうに把握をさせていただいております。

そういうことを踏まえてぜひお聞かせいただきたいということと、先ほど同僚議員からの質問もありましたけれども、労働者の保有基準を一・五倍にするということが安定化の一環として必要だと、私も思います。そして規模の拡大策、これも必要だと思います。それから、悪質業者の参入防止、そのためにもきちっとした枠組みが必要だと

いうふうに思います。

そのためには、この一・五倍という数字を上げたときに、じやそれが法律にはつきり出てくるのか出てこないのか、私はどうも見えないような気がいたしますけれども、一方ではあるんじやないかと、探せば出てくるというような気もいたしますので、しつかりした答弁をお願いしたいと思いまます。

そして、もう一つは夜間と日曜の荷役の問題でありますけれども、これも交代要員等労働者の交代制の導入を可能とすることになると思います。そういう面でさらに柔軟な体制といいますか、実施できるような方向で事業の効率化、サービスの向上化を図つていいかと思つております。

そして、二番目の御質問であります、最も重

要であります目的に書いております港湾運送事業法の目的第一条であります。港湾運送の秩序を確立し、港湾運送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進すると、こう書いてあります。

今回の規制緩和で実施する港の選択に当たりましては、効率、サービスの向上が急がれていることはもう御案内のとおりであります。もう谷林先生御存じのとおりでありますけれども、その実情に合わせまして規制緩和による影響の度合いを一つづつ勘案いたしました。そして、港湾運送の安定化を図りつつ、規制緩和の先行実施が可能な港を選んだつもりでございます。したがつて、規制緩和が先行する港、それ以外の港のいずれにおいても私どもは第一條の法の理念に対応することができますと考へております。

もう一つのお話でありますけれども、近年各

よつて貨物量というのは大変違つてきますね。で

すから、そういう面では、忙しいときには人手も足りなくなつてしまつ。また、暇な時期とか暇な

貨物量のときにはこれがまた労働者の皆さんが今度は遊んでしまうというか仕事に携われなくなつてしまつ。そういうこともござりますから、そう

いう面で今回この集約・協業化をきちんとさせ

ていただいて、特に中小企業の業者の方々にき

ちつとした形でしていきたいなと思つております。

そして、もう一つは夜間と日曜の荷役の問題でありますけれども、これも交代要員等労働者の交代制の導入を可能とすることになると思います。そういう面でさらに柔軟な体制といいますか、実施できるような方向で事業の効率化、サービスの向上化を図つていいかと思つております。

そして、二番目の御質問であります、最も重

要であります目的に書いております港湾運送事業法の目的第一条であります。港湾運送の秩序を確立し、港湾運送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進すると、こう書いてあります。

今回の規制緩和で実施する港の選択に当たりましては、効率、サービスの向上が急がれていることはもう御案内のとおりであります。もう谷林先生御存じのとおりでありますけれども、その実情に合わせまして規制緩和による影響の度合いを一つづつ勘案いたしました。そして、港湾運送の安

定化を図りつつ、規制緩和の先行実施が可能な港

を選んだつもりでございます。したがつて、規制

緩和が先行する港、それ以外の港のいずれにおい

ても私どもは第一條の法の理念に対応することができますと考へております。

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の基準については、港湾

運送事業法において現在は一定数以上の労働者

を保有することが許可基準になつておることは御

案内のとおりであります。その具体的な人数につ

いては運輸省令で定めることとされておりますか

ら、したがつて、今のお話のように法律で規定す

れるのかどうかというお話であります。今回の一

・五倍の基準の引き上げに当たりましては省令の

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の問題であります。

あと二つの問題でありますけれども、労働者の

最低保有の問題であります。

この労働者の最低保有の基準については、港湾

運送事業法において現在は一定数以上の労働者

を保有することが許可基準になつておることは御

案内のとおりであります。その具体的な人数につ

いては運輸省令で定めることとされておりますか

ら、したがつて、今のお話のように法律で規定す

れるのかどうかというお話であります。今回の一

・五倍の基準の引き上げに当たりましては省令の

改正で対応させていただきたいと思つております。

よつて貨物量というのは大変違つてきますね。で

すから、そういう面では、忙しいときには人手も

足りなくなつてしまつ。また、暇な時期とか暇な

貨物量のときにはこれがまた労働者の皆さんが今度は遊んでしまうというか仕事に携われなくなつてしまつ。そういうこともござりますから、そう

いう面で今回この集約・協業化をきちんとさせ

ていただいて、特に中小企業の業者の方々にき

ちつとした形でしていきたいなと思つております。

そして、もう一つは夜間と日曜の荷役の問題でありますけれども、これも交代要員等労働者の交代制の導入を可能とすることになると思います。そういう面でさらに柔軟な体制といいますか、実施できるような方向で事業の効率化、サービスの向上化を図つていいかと思つております。

そして、二番目の御質問であります、最も重

要であります目的に書いております港湾運送事業法の目的第一条であります。港湾運送の秩序を確立し、港湾運送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進すると、こう書いてあります。

今回の規制緩和で実施する港の選択に当たりましては、効率、サービスの向上が急がれていることはもう御案内のとおりであります。もう谷林先生御存じのとおりでありますけれども、その実情に合わせまして規制緩和による影響の度合いを一つづつ勘案いたしました。そして、港湾運送の安

定化を図りつつ、規制緩和の先行実施が可能な港

を選んだつもりでございます。したがつて、規制

緩和が先行する港、それ以外の港のいずれにおい

ても私どもは第一條の法の理念に対応することができますと考へております。

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の問題であります。

あと二つの問題でありますけれども、労働者の

最低保有の問題であります。

この労働者の最低保有の基準については、港湾

運送事業法において現在は一定数以上の労働者

を保有することが許可基準になつておることは御

案内のとおりであります。その具体的な人数につ

いては運輸省令で定めることとされておりますか

ら、したがつて、今のお話のように法律で規定す

れるのかどうかというお話であります。今回の一

・五倍の基準の引き上げに当たりましては省令の

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の問題であります。

あと二つの問題でありますけれども、労働者の

最低保有の問題であります。

この労働者の最低保有の基準については、港湾

運送事業法において現在は一定数以上の労働者

を保有することが許可基準になつておることは御

案内のとおりであります。その具体的な人数につ

いては運輸省令で定めることとされておりますか

ら、したがつて、今のお話のように法律で規定す

れるのかどうかというお話であります。今回の一

・五倍の基準の引き上げに当たりましては省令の

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の問題であります。

あと二つの問題でありますけれども、労働者の

最低保有の問題であります。

この労働者の最低保有の基準については、港湾

運送事業法において現在は一定数以上の労働者

を保有することが許可基準になつておることは御

案内のとおりであります。その具体的な人数につ

いては運輸省令で定めることとされておりますか

ら、したがつて、今のお話のように法律で規定す

れるのかどうかというお話であります。今回の一

・五倍の基準の引き上げに当たりましては省令の

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の問題であります。

あと二つの問題でありますけれども、労働者の

よつて貨物量というのは大変違つてきますね。で

すから、そういう面では、忙しいときには人手も

足りなくなつてしまつ。また、暇な時期とか暇な

貨物量のときにはこれがまた労働者の皆さんが今度は遊んでしまうというか仕事に携われなくなつてしまつ。そういうこともござりますから、そう

いう面で今回この集約・協業化をきちんとさせ

ていただいて、特に中小企業の業者の方々にき

ちつとした形でしていきたいなと思つております。

そして、もう一つは夜間と日曜の荷役の問題でありますけれども、これも交代要員等労働者の交代制の導入を可能とすることになると思います。そういう面でさらに柔軟な体制といいますか、実施できるような方向で事業の効率化、サービスの向上化を図つていいかと思つております。

そして、二番目の御質問であります、最も重

要であります目的に書いております港湾運送事業法の目的第一条であります。港湾運送の秩序を確立し、港湾運送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進すると、こう書いてあります。

今回の規制緩和で実施する港の選択に当たりましては、効率、サービスの向上が急がれていることはもう御案内のとおりであります。もう谷林先生御存じのとおりでありますけれども、その実情に合わせまして規制緩和による影響の度合いを一つづつ勘案いたしました。そして、港湾運送の安

定化を図りつつ、規制緩和の先行実施が可能な港

を選んだつもりでございます。したがつて、規制

緩和が先行する港、それ以外の港のいずれにおい

ても私どもは第一條の法の理念に対応することができますと考へております。

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の問題であります。

あと二つの問題でありますけれども、労働者の

最低保有の問題であります。

この労働者の最低保有の基準については、港湾

運送事業法において現在は一定数以上の労働者

を保有することが許可基準になつておることは御

案内のとおりであります。その具体的な人数につ

いては運輸省令で定めることとされておりますか

ら、したがつて、今のお話のように法律で規定す

れるのかどうかというお話であります。今回の一

・五倍の基準の引き上げに当たりましては省令の

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の問題であります。

あと二つの問題でありますけれども、労働者の

最低保有の問題であります。

この労働者の最低保有の基準については、港湾

運送事業法において現在は一定数以上の労働者

を保有することが許可基準になつておることは御

案内のとおりであります。その具体的な人数につ

いては運輸省令で定めることとされておりますか

ら、したがつて、今のお話のように法律で規定す

れるのかどうかというお話であります。今回の一

・五倍の基準の引き上げに当たりましては省令の

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の問題であります。

あと二つの問題でありますけれども、労働者の

最低保有の問題であります。

この労働者の最低保有の基準については、港湾

運送事業法において現在は一定数以上の労働者

を保有することが許可基準になつておることは御

案内のとおりであります。その具体的な人数につ

いては運輸省令で定めることとされておりますか

ら、したがつて、今のお話のように法律で規定す

れるのかどうかというお話であります。今回の一

・五倍の基準の引き上げに当たりましては省令の

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の問題であります。

あと二つの問題でありますけれども、労働者の

よつて貨物量というのは大変違つてきますね。で

すから、そういう面では、忙しいときには人手も

足りなくなつてしまつ。また、暇な時期とか暇な

貨物量のときにはこれがまた労働者の皆さんが今度は遊んでしまうというか仕事に携われなくなつてしまつ。そういうこともござりますから、そう

いう面で今回この集約・協業化をきちんとさせ

ていただいて、特に中小企業の業者の方々にき

ちつとした形でしていきたいなと思つております。

そして、もう一つは夜間と日曜の荷役の問題でありますけれども、これも交代要員等労働者の交代制の導入を可能とすることになると思います。そういう面でさらに柔軟な体制といいますか、実施できるような方向で事業の効率化、サービスの向上化を図つていいかと思つております。

そして、二番目の御質問であります、最も重

要であります目的に書いております港湾運送事業法の目的第一条であります。港湾運送の秩序を確立し、港湾運送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進すると、こう書いてあります。

今回の規制緩和で実施する港の選択に当たりましては、効率、サービスの向上が急がれていることはもう御案内のとおりであります。もう谷林先生御存じのとおりでありますけれども、その実情に合わせまして規制緩和による影響の度合いを一つづつ勘案いたしました。そして、港湾運送の安

定化を図りつつ、規制緩和の先行実施が可能な港

を選んだつもりでございます。したがつて、規制

緩和が先行する港、それ以外の港のいずれにおい

ても私どもは第一條の法の理念に対応することができますと考へております。

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の問題であります。

あと二つの問題でありますけれども、労働者の

最低保有の問題であります。

この労働者の最低保有の基準については、港湾

運送事業法において現在は一定数以上の労働者

を保有することが許可基準になつておることは御

案内のとおりであります。その具体的な人数につ

いては運輸省令で定めることとされておりますか

ら、したがつて、今のお話のように法律で規定す

れるのかどうかというお話であります。今回の一

・五倍の基準の引き上げに当たりましては省令の

改正で対応させていただきたいと思つております。

この労働者の最低保有の問題であります。

あと二つの問題でありますけれども、労働者の

最低保有の問題であります。

この労働者の最低保有の基準については、港湾

運送事業法において現在は一定数以上の労働者

を保有することが許可基準になつておることは御

<p

者保有基準に満たない事業者については、やはり事業協同組合に加盟する。そうすると、組合内の他の事業者が雇用する労働者も最低保有基準の算定上の自己労働者として取り扱われるわけですね、今度の場合は。そういう面で、私どもはそういう中小の方々につきましては事業協同組合の結成をぜひとも促して、先ほど言いました満たないものにつきましては協同化をして埋めていただきたいなと思っております。

なお、今度の予算は、先ほど言いましたように一億六千四百万を確保させていただいて、規制緩和を行う各港におけるそれぞれの集約・協業化をしっかりと後押しさせていただいて、調査支援事業等を実施する予定でございます。一生懸命やらせていただきます。

○谷林正昭君 時間の都合もございますので通告していた内容を少し飛ばさせていただきますが、まず、九港を規制緩和の対象にしたという理由は、今ほど実施可能なところからやるところいうふうな感じでございました。理由をお聞きしたいわけございますが時間がございません、大体わかつてございますので飛ばします。

次に、大臣にお聞かせいただきたいと思いますけれども、行政改革委員会の中で、この規制緩和の推進に当たって運輸省、労働省を中心とする関係省庁が協力をして政府全体として整合性のとれた規制緩和をやるべきだ、こういうふうに委員会では言つております。この港湾行政の一元化といいますか連携といいますか、そういうものがこれから非常に重要なふうに思いますので、大臣の口からせひお聞かせいただきたいなとうふうに思います。

○國務大臣(二階俊博君) 港湾行政の一元化につきましては、我が国港湾が、先ほどから申し上げてまいりましたように、東南アジアの主要港に伍して将来にわたって効率的な物流サービスを提供していくためには、港湾整備の重点化や港湾運送事業の規制緩和など、ハード、ソフト両面から総合的な施策の展開が必要でありますので、運

輸省としましては、ハード担当の港湾局とソフト担当の海上交通局が連携して各政策を進めていくことが必要であるという認識を持つております。また、規制緩和を推進するに当たりましては、労働関係の安定化にも配慮をすることが重要であります。今回の規制緩和は、運輸省の運輸政策審議会及び労働省の中央職業安定審議会における審議、答申を踏まえて実施しようとしているものであります。労働省あるいは運輸省の課長クラスが互いに審議会に出席するとともに、双方の審議会の委員自身を重複するものにしたりするなどして、今回の規制緩和の実施に当たっては双方が連携をとつて進めてきたところであります。

わけであります。その届け出制の中に、あらかじめ届ける、こういう文言がございます。あらかじめというのは何日前のことなのか。こんな単純な質問で恐縮でございますけれども、非常に今後の運営について問題が出てくるような気もいたしますし、届け出た料金の効力はいつから発効するのか、あるいはその届け出に当たって原価計算書を提出させるのか、こういうことをお聞きしたいと思います。

なぜこういう単純な話を聞くかといいましたら、競争になるんですね。そういったときに、あの業者はトン一万円でやるというわざを聞いたりすぐそれを変更するような、ダンピングにつながるようなそういう値下げ競争が当たり前に届け出でできるということになつたら、私はこれは大間違いだというふうに思ひますので、そこらあたりはしっかりとお聞きしておきたいというふうに思ひます。

○政務次官(鈴木政二君) おっしゃるとおりだと思います。改めてきちんと運輸省に確認をすると、いう姿勢も、私どももきちんと物をしやべらなきやならないと思つております。

これは、やっぱりほかの立法例に倣いまして、届けられました運賃料金が変更命令の対象となるものでないかどうかの判断をする必要ということから考えましても、運賃料金を適用する日の三十日前までに届けることとしたいと考えております。また、届け出の効力は、当然ながら当該申請による当該運賃料金の実施予定期日から生ずるものと私どもは考えております。

また、料金許可制から届け出制に変更することによりまして、先ほどの原価計算の話でありますけれども、從来提出はしておりますけれども、今回から原価計算書は添付しなくて結構というふうに私どもは考えております。ただ、料金変更命令を出すことを検討するに當たつて必要のある場合は、報告徵収の規定に基づきまして原価計算書の提出を求めるとしておられます。

○谷林正昭君 後ほど触れますけれども、変更命令を出すときは計算書を見させてもらう、しかし業者の届け出については必要ない。ちょっと矛盾するような気がいたしますが、後ほどまた触れさせていただきます。

次の質問に入らせていただきますが、この答申でも言つていますように、この規制緩和における重要なポイントは、秩序の混乱をどのようにして防止するかである、こういうふうに言つております。第一条で秩序の確立をしっかりと守る、そして規制緩和、たとえどういうような状況、まだ今のところは想像の社会ですから、どうなつてもとにかく秩序だけは、あるいはその混乱を避けなさい、こういうような答申になつております。

そこで、今ほど言いました運賃の変更命令を出すということになると、市場原理でいきますとダンピング競争にこれはなつてくる、そういうときに変更命令を出しますよ、出してもいいですよという法律になつております。そのときの物差し、これが一つ必要になつてくるんではないか、基準といいますか。そういったときに、その発動に当たつての透明性や公平性、これは業者を裏を返せば不利益をこうりますから、それが必要になつてくる。そういうものが果たしてつくられるのかどうか、担保できるのかどうか、これが一つ問題があります。

それから、命令の発動に当たつて不利益になるということになれば運輸審議会に諮らなければならぬというふうに私の勉強した限りではなつておると思います。この運賃の変更命令を運輸審議会に諮るのかどうか。

それから、過度のダンピングという言葉を使いながら市場の混乱防止をうたつております。運政審査申でも過度のダンピングによる港湾運送の混乱防止策案というのが出されました。私も見させさせていただきました。そういったときに、この過度なダンピングの位置づけ、ここが大きなポイントになるというふうに思ひます。どこまでが過度な常識なのかということになれば、市場原理でいきます。

いけばすべてがダンピングではない、競争だとうことになつたらちょっと問題があるんではないかな、その辺を少しお聞かせいただきたいというふうに思いますし、そのダンピングの把握の仕方、これもひとつしっかりとお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ懸念されるのは、多くの元請と多くの下請、そしてその下請にも入れない孫請というのが今の港湾運送事業の実態だといふに思つております。そういったときに、競争の中で下請、孫請に安くてたきながら仕事を請け負わせる、それが過度なダンピングに当つてはまるのかどうか、そこらあたりをしっかりとお聞かせいただきたいなうふうに思ひます。

○政務次官(鈴木政二君) 今の御質問に答えさせていただきたいんですけども、まず運輸大臣は、届けられた運賃、これははしけとかそういうものだらうと思うんですけれども、料金が不常に差別、これも今指摘の中で谷林委員がお話を中で含んでいたと思います、そういうものがあつたときや、また不当競争を引き起こすおそれのあるときは変更命令を発することができるときです。

変更命令の具体的な運用基準については、おつしやるとおり下請料金の相当部分を占めるのがやはり御案内のとおり労働コストなどだと思います。そういうものを含む変動費を下回つているような場合を過度のダンピングとして私どもを考えまして、変更命令を行う方向で検討をしております。ただ、変動費の内訳ですけれども、ここらが非常におつしやるとおりであります。その子細について、項目とかいろんなものをチェックしますね、その項目については今後きちつと私どもは詰めていきたいと思っております。

また、その運用に当たつては、運用指針を定め、そして公表することも予定をしております。また、その公平性等を図るために法律上、先ほどお話しでありますけれども、運賃料金変更命令を行つてお尋ねをいたします。

○政務次官(鈴木政二君) 今の御指摘であります。あるいは、今度は監査制度のあり方であります。きつちりした監査制度をとらなかつたら、しり抜けつかりの監査制度になつたらこれは何にもなりません。したがいまして、今秩序を守るという観点で大きなウエートを占めるこの緊急監査制度についてお尋ねをいたします。

けれども、緊急監査の根拠案文が第三十三条第二項の港湾運送事業者に対する監査に関する規定であります。これによりまして十分緊急監査の実

効性を私どもは担保し得ると思っております。
なお、今お話しのようにはきちっと詰めろといふ
話でござりますから、現在の地方運輸局で行つて
おります監査方法をひとつここも工夫をさせてい
ただきたい。改めてもう一度検討をさせでいただ
いたり、そして私ども運輸省本省の担当部局から
も職員を派遣させていただいて、緊急監査を確實
に行える体制を委員御指摘のとおりしていきたい
と思つております。

○谷林正昭君 ぜひよろしくお願ひいたします。
十年に一回監査に入るとか、そういうことのない
ようにぜひお願ひをお願いをいたします。

次に、時間がございませんので簡単にお尋ねいたします。
今、港の秩序を守つて、そして労働関係の安定のために一番大きなウエートを占めているのは拠出金制度であります。この拠出金制度について届け出制になるとこれが果たしてどうなるのか心配であります。これをまず一点、お聞かせいただきたいと思いますし、どう徵収することを担保するのか、これをお聞かせいただきたいと思います。
○政務次官(鈴木政二君) もう当然であります。これは私どもも歩いていくと、この話がよく出ます。拠出金は港湾労働者の年金や福利厚生の施設の整備管理に使われておることはもう御案内のとおりであります。運輸省もその重要性は非常に認識をしておりまして、認可料金制度のもとでこの拠出金を適正なコストと認めて料金の内訳として拠出部分の明示を許可してきたところであることはもう御存じのこととおりであります。
ですから、認可料金の制度の廃止に伴いましてこの制度の根拠を保てないんじやないかという御質問でありますけれども、運輸政策審議会において、今回の規制緩和の後の港湾運送の安定化のために、届け出料金制のもとにおける拠出金の

確保については、従来の制度にかえて新たに荷役料金の分割支払いの制度を導入すべきだと提言をいたいただいておりますので、運輸省としましても、拠出金制度の趣旨等についてなお一層船会社、港主等に対し十分説明するなど、この分割支払い制度が円滑に根づいていくようにはじつと支援をさせていただきたいと思つております。

○谷林正昭君 ゼひ、労働関係の安定のためにもこれは不可欠だというふうに思いますので、関係各位の御理解を賜るよう、また行政の方でよろしくお願ひいたします。

次に、懸案事項のようなことで今話されておりますけれども、日曜荷役あるいは夜間荷役、これについて、言葉ではわかるんですけど、そして事業の規模の拡大をすれば何とかなるだろう、こういうふうに今進められておりますけれども、これはまさに新しい政策でありますから、日本の港をそういうふうに変わすということになりますから、行政というのがかかわらなかつたら私はできないと思います。

したがいまして、この日曜荷役や夜間荷役の進進について、具体的にどう対策といいますか行政指導を行うのか、あるいは支援を行うのか、これらあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○政務次官(鈴木政二君) 日曜荷役につきましては、外航コンテナ船を中心に今実施をしていくことは御案内のとおりでありますけれども、夜間荷役については、もう一部の時間帯、特に明け方の四時ぐらいから朝の八時ぐらいの間を除いて従来やつていらっしゃるところもあるわけでありなわけです。ただ、中小事業者が大変この業界については多いので、労働者の交代制がそれないというのも十分把握をしております。

日曜の夜間荷役は行わないなどの実施時間帯においていろいろ制約があることも事実であります。おっしゃるとおりであります。今後こうしますと集約・協業化をより進めさせていただいて、よほど滑な港湾荷役サービスの実施の推進をぜひしていきたい。その観点から、今お話をありましたこと

○谷林正昭君 せひ、指導ということでお願ひいたいなどいろいろと思ひます。

最後になります。これは大臣にお聞かせいたね
きたいと思いますが、この規制緩和を取り入れア
法律、まさに運政審答申の中で出されていま
すと、これまでの歴史をしっかりと見つめながら
そして今後の努力をしていかなければならぬ、こ
ういうふうなことになります。

しかし、私が今心配しているのは、この市場理
理で競争を入れ、そしてお客様のニーズにこた
えながらいろんな形で日本の港の働き方を変わ
していく、あるいは仕事の仕方を変わっていく、そ
ういったときに、この運政審の最後の締めくく

ではこういう文言、こういう文章がござります
「今こそ、一時の痛みは伴うが、規制緩和による
競争原理を導入して、心機一転、港湾運送事業
構造改革に果敢に取り組んでいくことが是非と
必要であり、また、その結果として、最終的に規
制緩和の果実が、事業者や労働者を含めた港の職
業者全員のものになる」と信じていて、こういふ
ふうに結んでおります。

私が心配しているのは、市場原理だけがそこ
導入されていくと、そこに働く人たち、労働者
外にはほっぽり出されてしまって、果実どころで

ない。最後にはしりをたたかれて、働いて働いたが、病気、事故、こういうもので労働条件の大幅ダウンを余儀なくされて競争に引き込まれてしまう。そういうものが残つてはこれまでの港湾運送事業の歴史というものが全くになつてしまつ、努力が無になつてしまつ、そういうことがあつてはいけないと、いうふうに思つた。

すので、この労働関係の安定化、これを港湾運送業者として日本の港の発展につながるという観点でこれまで質問をさせていただきました。
ぜひ最後に大臣に、この労働関係の安定化策について具体的な考え方、御所見をお聞かせいた
いて、私の質問を終わります。

○國務大臣(二階淳博君) 大切な法律を綿密に
この法律につきましての御意見でござりますが、
私は、もとよりこの規制緩和の問題、とりわけ運
輸省に關係する規制緩和につきましては、まず学

労働者の待遇の安定の問題、同時に安全の問題、の二つだけは、それぞれの委員会の御審議の結果を尊重することは当然のことだと思いますが、一歩踏み込んで、この問題に対しましては当面の責任者として、労働問題そして安全の問題について改めて角度を変えて考えていかなくてはならないと常常思つてそういう指示を行つておるところであります。時間がありませんので、労働者へ過度のしわ寄せが及ばないよう労働関係の安定化に配慮せよということになりますが、これは当然のことだと考えております。十分配慮してまいり

具体的には、中小事業者の事業協同組合化等による集約・協業化を進めることによって事業基盤の強化を図ることなどを考えておりますが、料金のダンピングによる事業者の共倒れや労働コストの大幅な削減がないように、料金変更命令や緊急監査制度を用いて過度のダンピングを防止していく所存であります。同時に、これらの施策によって労働関係の安定化を確保しながら規制緩和を進めてまいりたい、このように考えております。御協力ををお願いいたします。

○委員長(齋藤勤君) この際、委員の異動について御報告いたします。

○弘友和夫君 公明党・改革クラブの弘友和夫
ござります。

私も質問に先立つて北海道有珠山の問題について御質問したいと思ったんですけれども、先ほど谷林議員から御質問ありましたので要望にとどめておきたいと思います。

大臣は北海道開発厅長官でもござりますし、今、有珠山の噴火によりまして一万人近い方が避難されている、そしてまた数分置きに震度四、震度五という体感地震が起こっているという大変な状況になつております。大臣は、阪神大震災で交通もすたたずかになつたときも真っ先に現地に駆けつけられたという行動派の大蔵でござりますし、先ほども、官邸に対策室を設けられ、また気象庁長官の異動もストップしてこれに当たるという強い決意がございましたので、ぜひこの対策に当たつては本当に全力を挙げてやつていただきたいなど。気象庁長官の異動をストップさせて、大臣はほど制限時間いっぱい、最後の五分までというお話をございましたけれども、自分は制限時間になつたからということにならないように、ぜひ本当にこれの見きわめがつくまで頑張つていただきたい、こういうふうに要望させていただきたいと思います。

質問に入りますけれども、この改正案というのは、先ほど来お話があつておりますが、規制緩和推進三カ年計画によつて盛り込まれて初めて議論がスタートしてきた。長年聖域であるとされてきたこの港湾事業の規制緩和によく着手できたなと評価する声も一方ではございます。一方では、これはアメリカとか諸外国の外圧によつて重い腰を上げざるを得なかつたんじゃないかというようなそういう声もござりますけれども。

運輸省は、許認可権というものが昔は一万七百七十七件のうち一八%を占める千九百六十六件でございましたけれども、今は全省庁一萬一千五百八十一件のうちの五千五百五件、一三%と、大分規制緩和をやつてこられてるわけですから、この港運業の規制緩和というのがなぜこうしておくれてきたのかということについて大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) ただいま有珠山の火山活動の問題につきまして、昨夜来のことにつきまして御質問がございましたが、夕べも実はもろこれ以上の事態が発生すれば緊急の閣僚会議等もございましたけれども、今は全省庁一萬一千五百八十一件のうちの五千五百五件、一三%と、大分規制緩和をやつてこられてるわけですから、この港運業の規制緩和というのがなぜこうしておくれてきたのかということについて大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

準備をいたしております。現場におきましても、国道の交通の遮断、高速道路は当然のことであります。が交通の遮断等、これは気象廳長官が最初に決断をして、それぞれ法律に基づいて対応するものでござりますが、同時に道路監視用カメラで有珠山を常時監視し映像を配信しておりますが、ヘリコプターによる有珠山の監視も万全を期しておりますし、衛星通信車あるいは災害対策車を現地に出動いたしておりますし、運輸省としては、既に海上保安庁の船も周辺に既に待機をいたしておりますので、いかなる事態が発生しようとも万全の体制をとろうとしております。

私自身のことにつきましても弘友議員の友情ある御提案がございましたが、これは友情は友情として心から感謝を申し上げておきたいと思います。

御質問にお答えしたいと思いますが、港湾運送事業は、過去、悪質事業者が介入しまして荷役が混乱したことを受けまして、免許制の導入等を行ない、規制を強化して悪質事業者の排除をしてきた経緯、昭和三十三年のころからございます。全体として港湾運送の安定化により重きを置いた行政を行ってきた、それが理由の最大のものではないかと考えております。その結果、事業者の競争が行われにくくなり、船会社や荷主のニーズに応じた十分なサービスが提供されにくい。そういう結果、東南アジアにおける我が国との港湾の相対的地位が大きく低下したものと考えております。

このような状況を踏まえ、規制緩和を行い、港湾運送事業の行政のかじ取りをより効率化に重きを置く。つまり、港湾運送の安定化により重きを置いた行政から、これからは効率化に重きを置く方向に大きく転換したいというふうに考えており

○政府参考人（高橋朋敬君）お答えいたします。
九港につきましては、現在海上貿易の主流を占めておりますところのコンテナに着目いたしまして、コンテナ船の荷役が集中します東京湾、伊勢湾、大阪湾、北部九州あるいは東京湾と伊勢湾の中間に位置する清水という五地域の中から九港に絞りまして、先行して規制緩和を実施するという考え方であるわけでございます。
それ以外の港のことなどでございなければ、主に九港と比較しますと荷役量は当然少ないわけでございます。事業者の規模も小さいということが特徴だと思います。したがいまして、規制緩和といふものをした場合には非常に影響が大きいだろうというふうに認識しているところでございます。したがいまして、まず規模の大きい九港について規制緩和をするということを判断したわけでございます。
また、九港以外の港につきましても、背後の経済圏の問題ですか需給関係というごとの個別の事情がございますので、それはそれなりに一つの事業分野を持つてゐるかもしれない、こう思いますが、当面はまず九港の先行実施の中でその影響などをよく見ながら判断していくべきだ、こういふふうに思つておるところでございます。
○弘友和夫君 それと、今回の改正というのは、単に港湾運送事業の効率化のみを求めるのではなくて、労働関係等の港湾運送の安定化にもやはり一定の配慮が必要であると、こう思うわけでございますが、悪質事業者の参入を防止するために今回暴対法の違反者を新たに追加する等欠格事由の拡充それから罰則強化というのは当然であると思ひます。
事業の集約・協業化の促進が必要となるわけですがござりますが、この観点から労働者保有基準の一

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。
常用労働者の最低保有基準の引き上げというの
は、専ら日雇い労働者を使用して港湾事業を営む
悪質な業者の参入を防止するという観点から導入
された経緯があるわけでございますが、今回規制
緩和に伴いまして事業参入が容易になるというこ
とから、悪質事業者の参入を防止するためにさら
に最低保有基準を上げたというふうなことが動機
でござります。
ただ、これはそれだけの効果ではございません
で、最低保有基準を引き上げますと事業規模が拡
大されるという効果がございます。それによりま
して、小規模な事業者であるために日々の荷役量
の大きな変動、つまり波動性に直面しているわけ
であります。が、その解消という方に機能するだろ
う、すなはち事業の効率化ということにつながつ
ていくだろうと思います。それから、日曜荷役と
か夜間荷役ということについていろいろと言われ
ておりますけれども、これについて作業体制の充
実という方向でまた機能していくのではないか、
こう思つております。
さらに、その一・五倍ということについて、規
模の拡大を図るという視点から、事業協同組合に
加入する場合にはその組合の中の相手の事業者の
労働者も算入するという、言うならば特例を設け
るということもございまして、事業規模の拡大と
いうこともさらに促進しようと思つております。
そのような観点から、保有基準のアップという
ことについて二つの効果を考えながら導入してい
きたいと思っております。
○弘友和夫君 それで、今回の九港の一般事業者
は現行の労働者最低保有基準の大体平均一・三倍
程度だと、こう言われています。
この基準が引き上げられた場合、これを満たせ
ない業者が出てくると思ひますけれども、これに
対してどういうふうに考えられているかというこ

と。それから、去年の十月に開催された日米港運協議において、こうしたセーフティーネットについてむしろ緩和に逆行しているんじゃないかという懸念が表明されました。これについて理解が得られたのかどうか。それともう一つは、事業者の協同組合への参加とか協業化に向けての促進支援。三つまとめでお答えをいただきたいと思います。

○政府参考人（高橋朋敬君） お答えいたします。

先生御指摘のとおり 現在労働者の最低保有基準との関係で、平均的二二・九から、えば一・三倍

準との關係で、平均的にどうかといふは、一三倍と云う数字でござります。

したがいまして、平均的に申し上げますならば、

○・二分だけ、個々の事業者で考えればそれを新

たに抱えなければいけないということになろうか

と思います。もつとも、平均で一・三倍でござい

ますから、いろんな事業者がござりますから、一
五倍以上のものがあります。むづら一倍二倍の方

五倍以上の方をねられます。もしも一倍に近い方の方が問題だらうと思ひます。

これにつきましては、もちろん御自身で御努力

されるという部分もございますが、これを支援す

るための事業協同組合、先ほど申し上げました事

業協業化もしていただければ、組合内の事業者の

労働者もカウントして、一・五倍をクリアするといふうな特例を考えたいと思つております。まづ

これが特例を看過したいと思つておるが、
に、激変緩和措置と、ハーネーとも考えておらまして、

新基準を適用しない期間といたしまして運政審答

申から三年間という期間を設けましてその負担を

軽減する措置を考えようと思つてゐるところである。

あります。

それから、二点目でございますが、昨年十月に開催されました海賃協議の件でござります。これ

開催された日米海防協議の件でございまして、これ
は、私とアメリカの海事局長官のハートゼンと、ハ

う方と協議をいたしました。

アメリカの方からは、規制緩和については理解

はするが、港湾運送の安定化措置についてはこれ
はむしろ妨げになるのではないかという指摘
があつたことは事実でございます。例えば、労働
者最低保有基準の引き上げというのは逆行ではな

いかというような指摘を受けたところであります。これは私は誤解であるということを強く主張いたしました。日本の港湾運送事業の過去からのお詫び、あるいは現状をよく説明いたしまして、理解が足らないことを指摘しまして、彼も、私の主張は一応聞かざるを得ないということころまで来たと思います。今後とも機会を見つけてアメリカによくそれを説明してまいりたいと思つております。

それから、事業者の協同組合への参加や協業化へ向けた支援策のことなどございます。

これにつきましては、一つは事業協同組合に参加しやすい動機ということでは、先ほど申し上げましたように、一・五倍の基準をクリアするため、事業協同組合に入していくだけならば特例があるというふうに申し上げたところでござります。これによって促進してまいりたいと思っています。

あわせまして、平成十一年度予算によりまして、規制緩和を行う各港におきまして、それぞれの港湾運送事業者の集約・協業化を後押しするという観点から、調査支援事業を一億六十四百万の予算で実施しようと思つています。これは運輸省本省も直接参加させていただきまして、具体的にお話を伺いながら、効果のある、あるいはいろいろな悩みを解決しながら事業協同組合についてのお手伝いをしていきたいというふうに思つてゐるところでございます。

○弘友和夫君 労働省、おいでいただいていると思いますけれども、今国会で港湾労働法の改正案が提出されておりますけれども、六港について、港湾運送事業者間における港湾運送の業務に係る労働者派遣制度を導入するということになつておりますけれども、港湾運送事業に労働者派遣制度を導入するということの意義とそれから効果とか、どう考えられてゐるか、お尋ねします。

○政府参考人(渡邊信君) 行政改革委員会の最終意見を受けまして、今お話のありました港湾労働法の改正案を今提案しております。

その内容は、港湾運送事業主が労働大田の許可を受けまして、常時雇用しております港湾労働者を他の港湾運送事業とのもとで就労させる、こういった新しい派遣制度を設けるというものでございます。

その改正の趣旨でござりますけれども、近年、港湾におきます輸送革新の著しい進展によりまして高度な技術や技能を有する労働者の活用ということが大変大きい課題になつておりますし、また港湾運送事業におきまして一層の効率化が進むとすることになりますと、労働者の雇用の面にも問題が生じる可能性があるというふうに考えております。こういったことに対応するために、すなわち港湾におきます効率的な経営、就労体制の確立と港湾労働者の雇用の安定、こういったことを目的として今般改正を考えたところでござります。

この制度の導入によりまして、例えば作業量が少なくして遊休労働者が発生したというときに、その方たちが他の港湾事業とのもとで自己の技能に基づいて就労するというふうなことが可能になります。そういうことで、私どもの観点からも労働者の雇用の安定に資するのではないかというふうに見ておるところでござります。

また、こういった趣旨の改正でございますから、一般の民間事業のように派遣を目的として事業をするというふうなものの参入というものは認めないということにしておるところでござります。

○弘友和夫君 時間がありませんので、次から次へ質問させていただきます。

次に、先ほど来論議があつております運輸政策審議会の答申の中では、料金変更命令制度と緊急監査制度の導入というのが提言されております。今回は料金変更命令制度というのは新設になつておりますけれども、なぜ緊急監査制度を導入しなさいのか、法改正を行わないのかというところでござりますけれども、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

まず、緊急監査制度の趣旨でござりますけれども

も個々の港湾における過度のダンピングか広く行われているおそれがある場合に、その港湾の港湾運送事業者に対しまして緊急に監査を行うという制度でございます。

その手続を簡単に申し上げますと、まず、ダンピングしているんじゃないかというそういう申告、あるいは私どもの方で当該港湾の荷役量が大分減っているといったようなことを契機として、その港湾におけるダンピングが広く行われておそれがないかを迅速に調査をいたしたいと思つております。

ダンピング調査の結果、その港湾におきましてダンピングが広く行われている、そういうおそれがあるという場合には、緊急監査を実施しまして必要な指導を行いたいと思います。

この場合、緊急監査の結果、過度のダンピングがあるといった場合には、文書計画とか改善実施計画の提出などを求めまして改善状況の報告を求めていたいと思つております。さらに、その改善状況等に問題があつて事態が改善されないという場合には、法に基づく事業停止処分といったものになげていきたいと思つています。

そういう流れでございますが、この制度は現行法の報告徴収権の規定、三十三条の規定をきちっと運用すればできるということをございますので、法律改正ではなくて、この法律の運用の問題として実施したいと考えているところでございます。

○弘友和夫君 次に、先ほど来論議があつております拠出金制度ですけれども、これはぜひきちっと担保を、先ほど出ましたので省略させていただきますけれども、改正になつてもこれは適正に運用できるようにしていただきたいと思います。

それから、先ほど大臣の答弁に東アジアにおける相対的な地位が低下している云々という、サービスの問題とかいろいろございましたけれども、その中で、海外では二十四時間可能な体制で荷役が行われている、我が国では行われていないといふ日曜・夜間荷役の問題等ござりますけれども、

要請されるときには、輸送上の大きなネットとなりまして、多くの問題がこの事業にしづ寄せられて来るのであります。この法律ができる前はこういう状況であつたわけです。こういう混乱の中で悪徳労務手配師の暗躍や労働者の権利のじゅうりんが横行したと。そこでお伺いいたしますけれども、この法律の制定当初は今のような免許制でございましたか。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

昭和二十六年の港湾運送事業法制定時でございますが、これは議員立法だつたわけでございますが、当時は事業者の登録制でございました。一定の登録拒否要件に該当しない限り登録することが可能という制度でございました。

○宮本岳志君 登録制だつたんですね。

登録制ではまだこの事業の安定を図ることはできなかつたと。私はきょう、天田乙丙氏の「港運がわかる本」という本をお持ちいたしましたけれども、この中では、事業登録制では「需給を調節する規制措置がないため、最小限の登録基準を充足しさえすれば、簡単に登録業者の資格を取得できます」と述べておられます。

そこで、一九五九年、登録制から免許制へと変更する事業法の改正が行わされました。このとき、自民党、社会党、両党の共同修正理由はこう述べております。

事業者の乱立、不適格業者の出現等に起因して、荷役の近代化はおろか、秩序は混乱し、労使双方に不安動搖を与えております。かかる憂慮すべき事態が生じますのは、事業が単なる登録制であるがため、その実体を的確に把握し得ないためであることは申し上げるまでもありません。

以上のような実情にかんがみまして、この際港湾運送事業を免許制に改めまして、港湾運送の秩序を確立し、事業の健全な発達をはかり、

もつて公共の福祉の増進に寄与せしめようとするものであります。つまり、事業登録制では需給を調節する規制措置がないからだめだ、実態を的確に把握し得ないこの説明されたのか、運輸大臣にお伺いいたしました。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

これまで免許制なんです。

これをやめるというのは、この歴史に照らしてどう説明されたのか、運輸大臣にお伺いいたしました。

○國務大臣(二階俊博君) 長い歴史の中でつくりてきた免許制をやめるということは時代に逆行するだろうという御意見だと思いますが、戦後の悪質な事業者の参入など港湾運送の混乱を解決するために免許制が導入されたところであります。一方、東アジアにおける経済構造が大きく変化をしていく中で、免許制のもとでは事業者間の競争が行われにくい。船会社、荷主のニーズに合つたサービスの提供が満足いくような状況ではない。免許制の持つ問題点が顕在化してまいりました。

そこで、これが近年の我が国の港湾のコンテナ取扱量等において相対的に地位の低下が歴然としておる、それが大きな原因の一つとなつておるというふうに考えております。

このため、港湾運送事業の構造改革を喫緊の課題として今回の法改正による規制緩和を行つものであります。が、過去の混乱の歴史を踏まえ、悪質な事業者の参入阻止等、その安定性の確保には十分留意して進めることとしておりまして、規制緩和を実施することによって我が国経済の発展に大きく貢献するものとの認識を持つております。

○宮本岳志君 時代は変わっても波動性、労働集約性というその特性は変わつていいわけではありませんたつた、もう緩めて大丈夫だと言える状態にあります。

そこで、現在の問題です。現在はもう過度のダントンピングや不適格業者などといふものは一切なくなつた、もう緩めて大丈夫だと言える状態にあります。

このかどいう問題であります。

海上交通局長にお伺いしますが、一九九八年まで過去五年間の港湾運送事業者への監査の状況、処分の理由の主なものについてお答えいただきたく思います。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

港湾運送事業者への監査ということで、認可料金の遵守状況の監査を目的としたながらやつておるわけでございますが、毎年業務監査を実施しております。

平成六年度から平成十年度までの各年度におきまして、それぞれ百十九、八十、百五、百一、八十八に対し監査を行つたところでございます。このうち、認可料金が收受できていないものなどに対する文書で警告を発しておりますけれども、平成六年度から平成十年度までの各年度におきまして、それぞれ八十四、三十七、六十三、五十四、六十三社に対しまして処分を行つたところでございます。

○宮本岳志君 五年間で約五百事業者を監査して三百社が文書警告処分を受けた、処分率は六割、そのほとんどがダンピングということになります。

○國務大臣(二階俊博君) 認可制である今まで、こんなにダンピングが横行しているのではないでしょうか。

運輸大臣、こんな状態のもとで認可制から届け出制へと規制を緩和すれば、さらにダンピングが横行するのは火を見るより明らかだと思うのですが、いかがであります。

○國務大臣(二階俊博君) 規制緩和によりまして事業者同士が競争する、切磋琢磨する、そのことによって効率化が進むわけですが、料金面も含むサービスの向上が図られることに期待をいたしております。

ただ、規制緩和の結果、事業者間の競争が激化する余り過度のダンピングが行われる結果、港が混乱することのないように、そうした事態を避けたことを考えておりまして、所要の港湾運送の安定化策を設けることとしているところであります。

具体的には、大きくコスト割れをしているような料金が届け出られた場合には料金変更命令をかけることとしているほか、規制緩和を行う港の料金水準が著しく低下しているような場合には直ちに緊急監査を実施することとしているところあります。

このような制度を迅速にしかも的確に運用することによって、料金のダンピング問題にはきちんと対応していくものと考えております。

○宮本岳志君 では、それが歯どめになるかどうかを検討したい。

暴力団対策法違反者等を欠格事由に加える、これは当然のことですけれども、今お話しになつた運賃料金変更命令制度であります。過度のダンピングを防止するため、運輸大臣が不当な競争を引き起こすおそれがある運賃料金について変更命令を行ふことができる。

まず、じゃお伺いいたしますけれども、過度なダンピングとはどのようなものか、基準はどのようになるのか。元請が下請料金を低く抑えます。なぜなら、それは過度のダンピングに入らなければ、いかがですか、運輸省。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

過度のダンピングということにつきましては、届けられました料金が変動費を下回っているということで考えておりますが、その中には、港湾労働の特性を踏まえまして労働コストなどを変動費の中に加えながらその中身を決めていきたいと思っています。そういう労働コストを含むところの変動費を大きく下回つている場合に料金変更命令を行ふという方向で今検討しているところでございます。

それから、今お尋ねの下請料金そのものは港湾運送料金ではありませんので、直接それがダンピングの対象ということではないということになろうと思います。

○宮本岳志君 下請たたきの料金に歯どめがないと。実際私、港湾運送事業者の方々や労働者の方々からお伺いしても、まさに下請たたきのダンピング

グというものが極めて重大な状況になつております。ここに何の歯どめもなければ、実態は絶対に救われないと言わざるを得ないと思います。では、その運輸大臣の変更命令なるものは有効かどうかということあります。

きょうは自動車交通局長に来ていただいておりますが、今回の法のスキームと全く同じ運賃料金の運輸大臣の変更命令という規定が貨物自動車運送事業法第十一条の一項にございます。

交通局長、この変更命令ができて十年になりますが、今回の法のスキームと全く同じ運賃料金の運輸大臣の変更命令は何回出されましたか。

○政府参考人(綿野克彦君) 貨物自動車運送事業法に基づきます運賃料金の変更命令は、届け出られた運賃がいわゆるダンピング等の要件に該当する場合に行うものでございます。これまで届け出られた運賃料金がダンピング等の要件に該当するものであったということはございませんでしたので、変更命令を行つたことはございません。

○宮本岳志君 十年間にゼロという御答弁ですね。だから、実際仕組みはあっても、この貨物自動車運送事業法でも出されたことがない。つまり、絵にかいだもちに終わつてゐると言わざるを得ないと思ひます。

次に、割り戻しについて聞きたいと思うんです。あなた方は、免許制のもとにおける運賃料金の割り戻しの禁止や下請の制限等の規定について、許可制のもとでも適用するなどとしております。

割り戻しというのはいわゆるキックバックのことです、これは現行法の第十条に明確に禁止規定が置かれていますが、これは海上交通局長に聞きました、この十条違反でこれまで摘発した例がございますか。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

割り戻しの禁止の規定が港湾運送事業法十条にございますが、現在、同条の規定に違反したとしで摘発した例はございません。なお、九港においてもこの割り戻しの禁止の規定は維持されます。許可制のところにおいても割

り戻し禁止の規定は維持されます。

○宮本岳志君 つまり、今まで十条に基づく摘要の例はないということですね。今までにも摘要された例がないですから、許可制のもとでも適用するといつてもこれは意味がないと私は思います。

次に、これは運輸大臣にお伺いしたいと思ひます。今回の法改正は昨年六月の運政審の海上交通部会答申に基づくものと、これは明らかでなければ、この運政審は九七年十二月の行革委員会の最も、この運政審は九七年十二月の行革委員会の最終意見を受けたものでございますね。いかがですか、確認をさせさせていただきます。

○國務大臣(一階後博君) 平成九年十二月に、行政改革委員会から、現行の事業免許制を廃止し許可制に、料金認可制を廃止し届け出制にすべきであること、同時に港湾運送の安定化等を図るために各施策の実施及び検討が必要である旨の最終意見が内閣総理大臣に出されたところであります。

これを受けまして、十年五月より、運輸政策審議会におきまして、行政改革委員会最終意見を踏まえて、港湾運送の規制緩和の具体的な進め方や規制緩和に伴う港湾運送の安定化策等について審議が行われ、最終答申は十一年六月に出されたところであります。

○宮本岳志君 この最終意見にはこうあります。建設工事の注文者は、その経済的な優越性を本当に利用して請負人を経済的に圧迫して低価格受注を強いいることが少なくないということに着目し、それが手抜き工事、不良工事等の原因となるので、欠陥住宅の横行による公衆災害という言葉がございますが、要するに一般人に対する災害を惹起する等の結果を招くおそれがあることからこのような規定が設けられているというふうに承知しております。

港湾運送事業につきましては建設業のような事情が存在しないためにこのような規定は設けておりませんが、運賃料金変更命令とか緊急監査制度によつて過度のダンピングを十分防止し得ると考

えております。

なぜ船社、荷主への勧告を制度化しないのか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(高橋朋敬君) 緊急監査の結果、船社、荷主の要望により過度のダンピングが行われたことが判明した場合には、船社、荷主に対して再発防止のための要請を行うというような運用をすることを今考えております。

○宮本岳志君 ヒアリングをして協力要請というスキームが出されていると思うんです。しかし、そのヒアリングや協力要請というのは、同一の船社、荷主の要請により過度のダンピングが繰り返し行われていることが明白になつてやつと公示とされないのじゃないかというふうに思います。

○政府参考人(高橋朋敬君) 貨物自動車運送事業法におきます荷主への勧告制度は、荷主から過労運転や過積載といった公道における交通の安全を阻害する行為などを強要されることを防止するために設けられているというふうに承知しています。

港湾運送事業につきましては貨物自動車運送の地位を不恰に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする「契約を」してはならない」という規定が建設業法にございます。せめてこれと同趣旨の規定ぐらいは設けるべきではないでしょうか。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えします。建設工事の注文者は、その経済的な優越性を本当に利用して請負人を経済的に圧迫して低価格受注を強いいることが少なくないということに着目し、それが手抜き工事、不良工事等の原因となるので、欠陥住宅の横行による公衆災害という言葉がございますが、要するに一般人に対する災害を惹起する等の結果を招くおそれがあることからこのような規定が設けられているというふうに承知しております。

港湾運送事業につきましては建設業のようないいふうに思ひます。

○宮本岳志君 私は、今二つの答弁をお伺いしてお伺いしたい。

港湾運送事業につきましては貨物自動車運送のようないいふうに思ひます。

つまり、一般人に被害が及ぶからトラックの場合は荷主に至るまで勧告をするんだと。あるいは、建設業法についても、一般人に被害が及ぶからそれはいいんだと。しかし、港湾運送事業法の場合には、ダンピングが起こって、労働条件が本当に悪化して仮に事故で命を落とすとしても港湾労働者だからそこまではやらないんだ、そういう話じゃありませんか。私は、そんな話は港湾労働者やその家族は絶対納得しないとはつきりと指摘をしておきたいというふうに思ひます。

我が党は、御存じのとおり、行革委員会の最終意見そのものに反対をしてまいりました。しかし、その行革委員会でさえ船社、荷主と事業者の力の差とということは認め、勧告などの方策の必要性を指摘したわけであります。今回の改革案はその行革委員会の最終意見からさえも後退したもの

ある、私はこう思ひますが、運輸大臣、いかがですか、これ。

○宮本岳志君 もう一つ、同趣旨の法律について

○國務大臣(二階俊博君) 当委員会の御指摘を受けて、法の施行に際しまして十分対処してまいりたいと思います。

○宮本岳志君 港湾利用者の圧倒的多数は大企業でございます。我が国輸出の五〇%を上位三十社が占めて、この三十社を合わせれば内部留保は二十五兆円と言われるほど有力企業がそろつております。一方で、港湾運送事業者は、運輸省からいまだに資料によつても一千三百五社中九百十二社、実にその八八%が従業員三百人以下、または資本金一億円以下の中小零細企業なんです。

認可運賃から届け出運賃への規制緩和によって運賃ダンピング競争が行われるならば、たとえあなたの方の言う過度のダンピングでなかつたとしても中小零細港湾運送事業者は経営困難に陥り、労働者の雇用破壊、労働条件の切り下げを生み出します。

ことは明らかであります。ましてや、過度のダンピングに対する歎めなるものも今見たように全く実効性が疑わしいと言わざるを得ない。

このような規制緩和は、結局我が国港湾運送事業の基盤を崩し、安定と安全を損なうものであり、我が党は断固反対する、このことをはつきり申し上げて私の質問を終ります。

○渕上貞雄君 先ほど有珠山問題については同僚議員から質問がございました。大臣の決意をお伺いいたしました。

そこで今、やはり気象庁として監視を続けておられるお山の総点検をやはりやつておくべきではないかというふうに思います。御要望申し上げておきたいと思います。

もう一つは、地元に運輸大臣が行かれるというお話をございますが、やはり地元の方々と気象庁との信頼関係は何かといえれば情報なんです。その情報が、一万人と言われる方々が避難されている、そういう方々にちゃんと伝わる体制というのはつくつていると思いますが、やはり地元に対する地元の信頼なくして、何は情報を出してそれを説得の材料にはならない。したがつて、気象庁として、やはりその住民に対する安心と安全をど

う与えるかというの情報しかないわけでありますから、その点ひとつ信頼のある情報というものを出していただく。

その場合に、やつぱり有珠山を研究している研究者の方もおられると思います。地元のそういう気象にかかる、地元の山にかかる情報ということも、私ども雪仙の経験からすれば非常に役立つたことでございますから、その点どうかひとつ留意をして、一刻も早く山がおさまつていただければいいわけでありますけれども、地元の方々に対して安心を与えるようなことをひとつ努力願いたいと思っておるところでございます。御要望申し上げておきたいと思います。

法案の改正について質問申し上げますが、この法案の改正で港湾運送事業は活性させられるのかどうか、活性するのかどうかというところが一番この改正の問題点であります。改正の背景の目的に、東アジアにおける日本の港の地位の低下ということが挙げられておりますし、その原因に業者間の競争の停滞、それからサービスの低下が背景として挙げられている。したがつて、それは規制緩和でなければならないという位置づけをされていております。

なるべく実効性が得られるを得ないのか。

卷之三

は、具体的には労使間の問題であろうかと思いま
すので、まずは労使間で話し合っていただくべき
ことではないかと、こう思つております。

か荷役機械とか一定の施設を確保しなければなりませんし、数十人以上の熟練した労働者を確保する必要があるわけでございます。タクシーやトラックとは状況が異なるのではないかと考えていろいろところでございます。

らは、港湾運送の関係者から隨時御意見を賜り
適時適切に必要な措置、調整を行つて行く所存で
おりますので、そのような中で労働省との連携あ
るいは調整も行いながら事柄を進めてまいりたい
というふうに考えておるところでござります。
○渕上貞義君 私は、ぜひともこういう関係協議
機関をつくって、港の民主化と同時に、あわせて
労働環境の改善というのは努めていかなきやなら
ないと思いますよ、そういう責務があると思いま
す。指摘だけしておきたいと思います。

したかいまして、港湾運送の規制緩和に附けては、緊急調整措置という参入を一時ストップするというような規制措置を設けるということではなく、ダンピング対策や集約・協業化の推進等、港湾運送事業の特性に応じた対応策を講じていくことが適切な措置と考えているところであります。なお、タクシー事業やトラック事業では、著しい供給過剰状態だった場合に運転者の過労運転等による事故の増加が懸念されるという輸送の安全の確保の観点から緊急調整措置を導入したものと聞いておるところでございます。

次に、開港場整備計画の導入についてであります。けれども、平成十一年六月の運政審答申では、港湾運送安定化策として、悪質な事業者の参入防止、それから過度のダンピングによる港湾運送の混乱防止、拠出金の確保、事業の集約・協業化、日曜夜間荷役の推進と規制緩和実施に伴う労働関係の不安定化、雇用不安、労働争議の懸念に対する労働条件悪化の防止策の必要性が強調されております。

○渕上貞君　そう言われるけれども、労働条件の急激な変更になるわけですよ。実態としては、交代制の勤務体系を導入したいと考えているわけでしょう。そういうところで、初めて導入する問題についてやっぱりきちんとそういうものを通じて、問題があれば修正をしていくことなどということは常に考えておかなければならぬことだと思いますよ。ですから、こういう緊急調整措置といいますよ。

したがって、行政改革委員会の意見書それから運政審答申に基づいて、法案は過度のダンピング防止や運賃それから料金変更命令、許可の欠格事由や罰則の見直しが盛り込まれましたが、法の実効性と裏づけが担保されておりません。規制緩和による業界のダンピング競争の激化と港湾運送の混乱が予想されます。

そこで、タクシー、トラック事業では秩序の混亂を防止するための緊急調整措置が導入されておりますが、港湾運送事業法においても、規制緩和整措置を導入すべきであると考えますが、いかがでございましょうか。

うのは考えるべきだと私は思います。今からでも遅くないからきちっと考えていただきたいと思います。

省の立場からいたしますならば、そういうふうに考えて、労働関係の安定を図つていくに考へて、この問題でござります。

○渕上真雄君 労働法との関係もございまして、が、雇主とそこに勤めている労働者間の問題ですが、ございまますから、やはりそれは責任を持つて事業者がきちっと整理していくようにお願いをしておきたいと思います。

それから、先ほども御質問ございましたが、過度のダンピングの定義というものをいま一度、ちつと明確にしていただきたいし、その発動の要件をひとつ明確に御答弁をいただきたいと思うのです。

料金の届け出の導入に伴いまして過度のダンピング、先ほども質問があつてましたように、今

するわけがありますが、労働コストなどを含む本拠地費用につきまして、これを下回っているような場合は過度のダンピングと、これは著しい原価割合というのと同じような意味で使っておりますが、として考えて変更命令を行う方向で検討しております。

その詳細については今後また詰めてまいりたいと思っております。

○渕上貞雄君 次に、拠出金の確保の方策についてであります。が、運賃料金の規制緩和に伴つてこの拠出金の制度そのものの維持というのが非常に不安定になつてくるのではないか、そういう心配から御質問しておきたいと思うんです。

これは行政改革委員会の最終意見書において

定の規制が図られますけれども、派遣対象労働者以外の港湾労働者は単に届け出だけであります。派遣対象労働者以外の港湾労働者がいわゆる偽労働者常用の温床になりかねないかと実は心配をしていましたのでございまして、今回の制度改革の目的を達成して港湾運送事業者が発展していくためにも、港湾労働法で規制する以外にも、いわゆる港湾運送事業者が自主的ルールをつくって雇用秩序を確立していくことが非常に重要なことだと思います。

行政としてそのような指導をすべきだと考へます
すがいかがでございましょうか。また、指導されるとしたら具体的にどのようなことをお考えで
しょうか。

○政府参考人(高橋朋明敬君) 様答えたします。

御質問の趣旨が労働関係、雇用問題の確保の視

でもそういう状況が行われているというようなことが言われているわけでございます。しかし、それを阻止するためには料金等変更命令制限というのが盛り込まれました。あわせて現行の料金などの監視制度を機動的に弾力的に運用することによって監視機能を高めることとしています。過度のダンピングとはどのような状況、状態を言うのでございましょうか。また、著しい原価割れとはどの程度の状態を言うのか、それぞれの具体的な定義と変更命令が発動される要件について教えていただきたい。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

変更命令を行なべき場合は、運賃料金が不正に差別的であるときや不当な競争を引き起こすおそれがあるとき、これが変更命令を発する要件であります。

そこで、特に不当な競争を引き起こすといった場合の運用の基準が課題であろうかと思います。これにつきましては、他にも規制緩和をした事業法における料金の変更命令制度の考え方もあるわけでございますが、それとの横並びを考えながら一方、かつ港湾運送というものの特殊性を考えながらその基準を考えていきたいと思っております。

したがいまして、基本的にはその変動費に着目するわけであります、労働コストなどを含む変動費につきまして、これを下回っているような場合はに過度のダンピングと、これは著しい原価割合というのと同じような意味で使っておりますが、として考えて変更命令を行う方向で検討しております。

○渕上貞雄君 次に、拠出金の確保の方策についてであります。運賃料金の規制緩和に伴つて、この拠出金の制度そのものの維持というのが非常に不安定になつてくるのではないか、そういう心から御質問しておきたいと思うんです。

これは行政改革委員会の最終意見書において

安定した港湾労働を確保するために労働者の福利厚生などの拠出金について、規制緩和後も関係者の間の継続した取り組みがなされることが重要と指摘をされています。これは非常に心配をされた上でのことでそういう指摘をされているのではないかというふうに思いますが、あわせて運政審答申では、拠出金の分割請求、分割払い方式への変更が打ち出されおりまし、港湾運送事業者並びに荷主、船社に対しても拠出金の分割請求、分割収受を完全に実施する措置と、港湾福利厚生基金などの各拠出金の安定的な運営を確保できるようすべきだと考えます。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。
先生御指摘のとおり、運政審におきまして規制緩和後の港湾運送の安定化のためにいわゆる拠出金の確保についていろいろと御議論があつたところでございます。

そこで、認可制のもとで認可の内訳として示されたものがなくなるわけでござりますから、それにかかる制度としまして荷役料金の分割支払い、この分割部分において従来の福利厚生に相当するものを別に払つていただく、こういった制度を導入すべきことを提言しております。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。
O戸田邦司君 終わります。

O戸田邦司君 運輸大臣、大変お忙しいところで、後の方の時間もおりのようですが、私は一点だけ確認しておきたいと思います。

そもそも今回の規制緩和に至った一つの大きな

きっかけとして、アメリカのFMCが日本における港湾運送事業への参入が規制されていること、これがまたことは確かであるうと思います。それに関連して、日本の対応がきちっとしないということ、海運三社に対してFMCが課徴金を課した。言うなれば罰金を取ってしまった。これはもうまことに理不尽な話でありまして、港湾運送事業じやなくして海運業者に全く関係のないそういう要因であったと思われます。

アメリカはどうかといいますと、それはあたかもも表面だけ見ますと参入は自由になつているかも知れませんが、実態はアメリカの港湾労働組合であるチームスターが握っている。チームスターが新免などに対しても新しい事業を立ち上げようとすると役員を派遣してくれる。その条件はチームスターから言つてくる。それから、労働者の派遣もすべてチームスターが握っている。実質は、アメリカのチームスターがそういうような規制以上のことをやつしている。そういう実態があるわけです。それで、恐らくこの話が持ち上がつたときには、アメリカ側は自分の国でそういうような実態になつていているということを知らなかつたと私は理解しております。

そこで、これは事務レベルで協議していることですので、近い将来そういうような機会があるとしても別に払つていただく、こういった制度を導入すべきことを提言しております。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。
O戸田邦司君 終わります。

O戸田邦司君 参議院の会の岩本莊太でござります。最後でございますが、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

各委員から、有珠山の対応について大臣に大変御苦労をかけておられる旨、あるいは今後よろしく

も悪質な事業者がいる港湾もあります。そのための規制が行われているところもあります。それを具体的に指摘いたしまして、私どもがどうとしでまいりたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 戸田委員から御専門の立場から御指導いただいたよな気がするわけですが、先ほど午前中の田中議員の質問に對しましてもお答えしましたとおり、齊藤・オルブライ特書簡、御承知のとおりでござりますが、この書簡を誠実に実施するということで再々確認をいたしておるところでございますし、先般来日しましたスレーター長官には私は相当突つ込んでお話をしました。

例えば、本件以外でございますが、嘉手納RAPCONの問題にいたしましても、本当の話し合いで日米間でなされておるのかということまで話し合いました。あなたがこの問題の責任者でないということぐらいは承知しておりますが、民間航空の最高の責任者として嘉手納RAPCONの問題についても相應してこれまで話し合をしてもらいたい。これも相應してこれまで話し合をして、かなり際どいところまで話し合をしてしまって、今回返還についての見通しを得るに至つたということに關しても十分効果があつたと思います。

本件に関しましても、アメリカ側のそうした主張に対しまして我が国の対応とすることを十分説明してほほ了解が得られたということを考えております。

端的に言いまして、私も港に関する行政もやつたことがござりますけれども、やはり今の物流と問しようとする分の大部がもう質疑になつておりますので、なるべく重複を避けて私なりの質問をさせていただきたい。

法律改正の方でございますが、先ほどからいろいろな面で審議が尽くされておりまして、私が質知りたいのか、何が欲しいのか、その辺をお考えいただいて対応していただきたいなど。せひとも、私の経験を踏まえての御要望でござりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

くということでございますが、私も災害対策委員でもござりますので、大臣は十分御承知していることだと思いますけれども、私もたびたび行政の立場で災害対応をしたことがありますので言わせていただきますと、これは自然の動きですからどうしようもないということはどうしようもないわけですねけれども、要是地元の人の不安をどう解消するかというのが一番大きな、災害になる前もなつた後も、ということはやっぱり先手先手にやつていかないといかな。同じことをやるので時間が差があつたら百点になっちゃうんですね。

そういうことをわきまえていただいて、やつぱり地元の人の気持ちになつて、地元の人が今何を知りたいのか、何が欲しいのか、その辺をお考えいただいて対応していただきたいなど。せひとも、どうしようもないということはどうしようもないわけですね。

それで、先ほど来、その重要な港湾がいわゆる東アジアあるいは東南アジアの港湾との関係で大変地位が低下している、これをひともさらにじやないのかなど、私はそういう認識でおるわけでございます。

それで、先ほど来、その重要な港湾がいわゆる東アジアあるいは東南アジアの港湾との関係で大変地位が低下している、これをひともさらにじやないのかなど、私はそういう認識でおるわけ

うのは、私どもよく調べまして、去年の十月における日米海運協議の中でも指摘いたしました。私どももいろんな問題を抱えていますけれども、アメリカにおいても必ずしもアメリカだけが一〇〇%正しいというわけではないということを指摘いたしました。

特に、港湾の労使の問題もそうですし、それか

と思ったんですけれども、時間の関係もございませんので、私、数字的にちょっとお聞きしたもので、本当はこれを印刷してお配りすればよかつたんですけど、それができませんので、運輸省からいただいた資料で簡単に申し上げます。

うのを教えていただいたんですが、香港、シンガポール、高雄、釜山、横浜、神戸と、こういう表がございまして、これは単純に言いまして、一九七八年、八八年、九八年と十年ごとの三段階ございますが、一九七八年では、今申し上げた六つの港のうち、コンテナの取扱量というのは神戸が一番多かつたわけです。それが十年後になりますともう下位になってきた。さらには一九九八年になりますと、香港なんかと比べますとこれは七分の一になるんですか、そのぐらいの大きな差が出できていると、いうのが現状であるよう教わりまし

いいですか、これは、労働集約型の運送業を規制緩和によってできるだけ効率的にして取扱料を安くしようとすることなわけですが、東南アジアであるいは東アジアといいますと、どうしても彼らの賃金が随分低いんじやないかという認識があるので、それを調べていただきましたら、教えていただきましたのが、日本が平成八年、釜山と香港、シンガポールがそれぞれ平成十年三月の聞き取りというお話を伺いましたけれども、日本の場合、船内業務で月額四十四万七千円、沿岸で四十万六千円です。これに対して釜山では二十二万、シンガポールも十五万から十六万、こんなところであります。

まず、こういうような実態というのは、これは教わったからこれでよろしいかと思うんですけどとも、こういう認識でよろしいわけですね、ますますその点から。

○政府参考人(高橋朋敬君) 先生にお示ししまし
た数字ではそのとおりでござります。

これをやつぱり防ぐ、これがこの法律改正の趣旨でもあると思うんですけれども要するに、港湾をどうするかということ全体の中の今回の改正は一部であるんだと思うんです。だから、肝心なのは、やっぱり全体をどうするかということ、日本の港湾というものをどう持っていくかということしっかりしたものがないと、やはり労賃に対する圧迫とかなんとかが出てこざるを得ないのかなどいう感じがするわけです。

そこで、港湾を所管されております大臣に、日本の港湾といつてもたくさんありますから一概には言えないと思いますけれども、例えばハープ港としての機能でいくのか、そうすると東南アジアの港、東アジアの港とは同じような競争をしなきゃいけないと、いうようなこともござりますし、いろんな日本の港の周辺の環境によつても随分違つくると思うんですけども、そういう中で、大ざっぱな質問で大変申しわけないんですけども、日本の港湾というものを、九九・八%の物流を抱え

○岩本莊太君　それで、私の疑問は、要するに今回こういうことによって港湾の発展を図ろうといふわけですけれども、労働集約型のこういう運賃を切り詰めるということは、これは至難のわざではないかという疑問があるわけでございまして、釜山と比べても二倍から二・何倍かの、そのぐらゐの差があるわけですね。ということは、端的にいえますと、釜山の労働者が二人でやることを日本本の労働者は一人でやらなきいかぬ、シンガポールに至つては三人でやることを一人でやらなきやいかぬ、こういうような状態になるわけです。それで競争せよということになりますと、先ほどから出でていますとおり、タンブリングによる賃金への圧迫とかそういうことになるんだろうと思いますし、さらには、これでは競争できないということで日本に立ち寄らずにほかの港に行くといふようなことも考えられますし、それはいわゆる港湾運送業の衰退につながる、それによってまた港湾が寂れてくる、こんなことになるんじゃないの

思つております。ただいま岩本議員から運輸省及び港湾に対応する哲学いかんと、こういうことでござりますが、御承知のように我が国の港湾が東アジアの主要港に位して効率あるいは物流サービスの点で大変劣ってきた、こういうことで、今回の規制緩和によつて港湾運送事業法の改正のみならずインフラの重点整備、つまり港湾の新しい建設等につきましても対応していくかなではなくならない、つまりはハード面とソフト面の両面から総合的な取り組みが必要だと認識をいたしております。

まず、港湾運送事業法の規制緩和を行いまして事業者間の競争を促す、そのことが極めて大事だと思っておりますが、同時に中枢・中核港湾の整備を重点的に進める、このことによつて、中枢港湾においては水深あるいは高規格のコンテナーミナルにつきまして整備、管理、運営の新方式を導入することなどにより、その利用コストの低減を図つてまいりたいと思つております。

○國務大臣(二階俊博君) 答弁に先立ちまして、大変御経験に先ほどの災害の問題につきまして、具体的なこ
基づいて先手先手にやれということをございます
が、まことに適切な御助言をいただきましてあり
がとうございます。

今、早速現地にそれぞれの対応をいたしております
ますが、この対応が総合的にといいますか、情報
が最終のところでは一括掌握できるような体制が
大事だと思いますので、総理官邸とともにただいま
現地にもそのような対応ができるように、例え
ば北海道開発庁は出先に組織を持つておりますの
で、これが対応することも一つの方法だと思いまし
て、今官邸その他と打ち合わせをいたしております

ことを要望させていただきます。
それと、今の大臣のお話で、それでは具体的に
どんなことをやっておられるか、ハード面、ソフ
ト面で。ハード面では長期計画等を立てておられ
ると思いますけれども、その辺をちょっと御説明
をいただきたいと思います。それぞれ二局長おい
でになりましたので、両方お願ひします。
○政府参考人(高橋朋敬君) 私の方からソフト面
についてお答え申し上げたいと思います。
まず、何といいましても、今御提案申し上げて
いる港湾運送事業法の規制緩和を通じて、港湾が
競争を通じて活性化し、事業の効率化を図つて荷
主のニーズに合つたようなサービスが提供できる
ようになるという対策を進めていくということがあ
まず一つ基本だろうと思つております。
あともう一つは、大臣がお話しされましたけれ
ども、港湾の使い勝手の問題として、例えば港湾
諸手続の関係で非常にペーパーレスでなかつた時
代がございます。これをペーパーレスしていくく

なお、港湾情勢システムの導入も極めて重要でありますので、今後こうしたことに一層努力をす
るとともに、強制水先制度及び夜間入港規制の適
切な見直しなどを進め、二十四時間体制で対応で
きる使いやすい港湾に進めていく必要があるうと
思つておりますので、議員の御指摘等を十分踏ま
えて今後の対応を図つていただきたいと考えております。
○岩本莊太君 ありがとうございました。私の質
問が広過ぎて大臣お答えづらい面もあったかと思
いますが、どうもありがとうございました。
やはり港湾は場所によつても随分条件が違つと
思うんです。例えば私の地元の金沢港にしても、
物はたくさん入つてくるんですけどれども出していく
物がないというと何かアンバランスがあつて、港
湾そのものの発展性に欠けるような面もございま
す。したがつて、民間に任せる面、地方自治体に
任せる面も多いかと思いますけれども、やはり全
体を見ておられる運輸者がその辺もしっかりと全国
的な圖鑑づけで見ていただきたいたなど、こういう

現に向け万全を期すべきである。

一、需給調整規制が廃止されても、労働関係等の規制緩和の安定化が保たれるよう努めること。

二、規制緩和の進展に伴い、港湾労働者に過度のしわ寄せが及ぼないよう配慮し、料金変更命令制度や緊急監査制度を厳正かつ機動的に運用することによって、ダンピングの防止を図ること。また、このため関係各省が連携して、船会社、荷主にも必要な指導を行うこと。

三、日曜荷役や夜間荷役等港湾サービスの更なる向上を図りつつ、港湾運送事業者の集約・協業化を進めるとともに、港湾労働者の良好な労働条件の確保に配慮するなど必要な環境の整備に努めること。

四、規制緩和を行なう九港以外の港においては、従前の事業免許制度及び認可料金制度が遵守されるよう法の適切な運用に努めること。

以上でございます。何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(齋藤勤君) ただいま策議君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(齋藤勤君) 全会一致と認めます。よって、策議君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、二階運輸大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。二階運輸大臣。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま港湾運送事業法の一部を改正する法律案につきまして、慎重な御審議の結果御可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

ただいま御決議のありました附帯決議及び同時に改定する法律案によ

り、当委員会における御審議の経過を尊重し、運輸省として十分な努力をしてまいる決意でござります。

○委員長(齋藤勤君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(齋藤勤君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(齋藤勤君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(齋藤勤君) 次に、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。二階運輸大臣。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま議題となりました海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

政府から趣旨説明を聴取いたします。二階運輸大臣。

海洋汚染の防止につきましては、各國が協調して取り組むことによって初めて十分な効果が期待できるものであるため、我が国といたしましては、従来より、国際的な動向に対応しつつ、海洋汚染防止対策の充実強化を図ってきたところであります。

第三に、海上災害防止センターの財務諸表等の緊急措置手引書が技術基準に適合していることについて、国土交通大臣が行なう検査を受けなければならぬこととしております。

第四に、海上災害防止センターの財務諸表等の

公開に関する規定を整備しております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成ください。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

二十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

二十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

二十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

二十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

二十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

二十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

二十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

二十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

二十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

二十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

三十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

六十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

六十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

六十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

六十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

六十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

六十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

六十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

六十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

六十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

六十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

七十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

七十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

七十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

七十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

七十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

七十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

七十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

七十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

七十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

七十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

八十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

九十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

九十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

九十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

九十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

九十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

九十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

九十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

九十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

九十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

九十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百二十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百二十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百二十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百二十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百二十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百二十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百二十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百二十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百二十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百二十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百三十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百三十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百三十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百三十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百三十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百三十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百三十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百三十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百三十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百三十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百四十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百四十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百四十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百四十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百四十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百四十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百四十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百四十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百四十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百四十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百五十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百五十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百五十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百五十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百五十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百五十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百五十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百五十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百五十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百五十九、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百六十、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百六十一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百六十二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百六十三、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百六十四、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百六十五、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百六十六、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百六十七、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一百六十八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正

6 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から有害液体物質の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

引書について準用する。

第九条の五第二項中「(有害液体汚染防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長)」を削る。

有害液体汚染防止管理者
にあつては、船長)」を削

七十八年の議定書により国際海事機関が平成十一年七月一日に採択した千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附屬書IIの改正が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を経過した日から施行する。ただし、

第一項の規定により交付した海洋汚染防止証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

が直ちにとるべき措置に関する事項について、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

第三章の二の章名中「油濁防止緊急措置手引書」を「海洋汚染防止緊急措置手引書等」に改める。

4 次に掲げる者（国を除く。）は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて國に納付しなければならない。
一 第一項の運輸大臣の検査を受けようとする者
二 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書

通省令で定める船舶であるものについて、油漏
防止緊急措置手引書及び同項の有害液体汚染防
止緊急措置手引書（以下「有害液体汚染防止緊
急措置手引書」という。）の作成及び備置きは
は掲示に代えて、同条第一項及び前項に規定す
る事項について、海洋汚染防止緊急措置手引書

を達成し、これを当該船舶内に備え置き、又は
掲示しておくことができる。この場合における
同条第三項の規定の適用については、同項中「第
一項の油漏防止緊急措置手引書（第九条の第四項
七項及び第十七条の二において「油漏防止緊急
措置手引書」という。）」とあるのは、「第九条
の四第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書（第
一項に規定する事項に係る部分に限る。）」とす

は改める
第十七条の三から第十七条の七までの規定中「油濁防止緊急措置手引書」を「海洋汚染防止緊急措置手引書等」に改める。

第一項の規定により新法第六条の第四項の規定による液体汚染防止緊急措置手引書又は同条第七項の規定による海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「有害液体汚染防止緊急措置手引書等」という。）についての検査を行う者として認定を受けた法人をいう。以下同じ。は、施行日前においても、有害液体汚染防止緊急措置手引書等について、新法第十七条の二又は第十七条の十一第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができ

第一項の規定により新法第六条の第四項の有する液体汚染防止緊急措置手引書又は同条第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「有害液体汚染防止緊急措置手引書等」という。）についての検査を行う者として認定を受けた法人をいう。（以下同じ。）は、施行日前においても有害液体汚染防止緊急措置手引書等について、新法第十七条の二又は第十七条の十二第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができ

8
有害液体汚染防止管理者（有害液体汚染防止管理
者）が選任されていない船舶にあつては、船
長。（以下同じ。）は、有害液体汚染防止緊急措
置手引書（前項の海洋汚染防止緊急措置手引書
（以下「海洋汚染防止緊急措置手引書」とい
う。）が作成された場合にあつては、海洋汚染
防止緊急措置手引書（第六項に規定する事項に
係る部分に限る。）に定められた事項を、当該
船舶の乗組員及び乗組員以外の者で該船舶に
係る業務を行う者のうち有害液体物質の取扱い

第十七条の十四及び第十七条の十七から第十七条の二十までの規定中「油濁防止緊急措置手引書」を「海洋汚染防止緊急措置手引書等」に改める。

第四十二条の四十三の見出しを「財務諸表等」に改め、同条第三項中「受けた」の下に「ときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かかる決算報告書を」を「備えて置かなければ」を「備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければ」に改める。

2 る。
運輸大臣又は船級協会が前項の検査の結果当該有害液体汚染防止緊急措置手引書等について準用する新法第七条の二第一項に規定する技術上の基準に相当する基準に適合すると認めたときは、運輸大臣は、有害液体汚染防止緊急措置手引書等に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書に相当する証書を交付しなければならない。

に関する作業を行うものに周知させなければならぬ。

附則

9 らない。
第七条の二第二項の規定は、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手
止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手

（施行期日）
第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百三十日

引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日以後初めて」とする。

第四条 新法第四十二条の四十三第三項の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることができることとする。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第六条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第百八十四条の次に次の一条を加える。
(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第百八十四条の二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第百八十四条の次に次の二条を加える。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正
第八条 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八条の二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十号)の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

二年法律第 号の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項中「国を」を「国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百二十号)第一条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を」に改める。

第三号中正誤	
ペシ	段行
三二	から
八	統合
誤	
正	